

閣 副 第 917 号
府 地 創 第 416 号
令和 7 年 12 月 23 日

各都道府県知事 殿
(地方創生担当課、市町村担当課扱い)

内閣官房地域未来戦略本部事務局長
内閣府地方創生推進室長

地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～を勘案した地方版総合戦略の策定・改訂について（通知）

本日、2025年度を初年度とする5か年の新たな「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（以下「本総合戦略」という。）が閣議決定されました。

本総合戦略は、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめたものです。

国としては、これまでの地方創生で進めてきた取組に加えて、地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指し、「強い経済」の実現に力点を置いた形で取りまとめた全体戦略である「地域未来戦略」を来年夏を目途に取りまとめることとしています。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に基づき、国の総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。

つきましては、各地方公共団体において、それぞれの地域の実情に応じて、地方版総合戦略についての検討・策定・改訂に努めていただく等、対応をお願いいたします。その際、別途提供する「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和7年12月版）」に留意すべき事項を記載していますので、参考にしていただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村長並びに一部事務組合の管理者及び広域連合の長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。